

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| | | |
|----------------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | 自主的景観形成推進地区の指定 |
| 根拠条例・規則名 | | さいたま市景観条例 |
| 条 項 | | 第 29 条第 2 項 |
| 所 管 部 課 | | 都市局 都市計画部 都市計画課（電話：048－829－1409） |
| 審 査 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 未設定 (事案ごとの裁量が大きく、基準を設定することが困難である。) |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 標 準 処 理 期 間 | 期 間 (未設定の場合はその理由) | 未設定 (将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。) |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |